

医療措置協定に関する 医療機関向け説明資料

佐賀県健康福祉部 健康福祉政策課

1. これまでの経緯
2. 医療措置協定について
3. 第1種・第2種協定指定医療機関について
4. 医療措置等の流れについて
5. 医療措置におけるフェーズと対応医療機関について
6. 財政的支援について

これまでの経緯

- 令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の流行は医療だけにとどまらず社会全体に大きな影響を与えた。病床や人材不足のみならず、マスク等の感染防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄など、地域医療の様々な課題が浮き彫りになった。
- こうした課題を踏まえ、新興感染症等の感染拡大時には、必要な対策が機動的に講じられるよう、あらかじめ地域で議論し、必要な準備を行うことが重要であることが認識された。
- 令和 4 年 6 月にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」の報告書「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」において、病床の確保の困難さをはじめとして、医療人材の確保、医療物資の不足などさまざまな課題が指摘された。
- こうした教訓も踏まえ、令和 4 年 12 月に成立した感染症法等の改正においては、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化された。

目的

- 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（※）に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を感染症発生・まん延時に、迅速かつ適確に講ずるため、**県と医療機関等との間で協定を締結**する。

（※）新型コロナと同程度の感染症を想定

対象機関

- 医療機関、薬局、訪問看護事業所

【参考】協定が履行できない「正当な理由」

- 感染状況や医療機関の実情に即した個別具体の判断が必要となるが、例えば
 - ✓ 病院内での感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
 - ✓ ウイルスの性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりが必要となる人員が異なる場合
 - ✓ 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合等

協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ない場合と県が判断する場合は、協定の履行ができなくとも、「正当な理由」に当たる。

- このほか、国は、県や医療機関からの情報が蓄積され次第、都度、協定が履行できない「正当な理由」の範囲について、不公平にならないよう、できる限り具体的に示すこととなっている。

医療措置協定について②

協定の内容

1. 講じる措置

	医療機関	薬局	訪問看護事業所
①病床	○		
②発熱外来	○		
③自宅療養者等に対する医療の提供	○	○	○
④後方支援	○		
⑤人材の派遣	○		

※医療機関は上記①～⑤のうち、1つ以上を実施する。

※①を実施する医療機関は、「第1種協定指定医療機関」として指定し、

②③を実施する医療機関等は、「第2種協定指定医療機関」として指定する。

※流行初期に対応する医療機関とはその旨を協定内に記載する。

2. 個人防護具の備蓄について（任意事項）

3. 1の措置に係る費用負担

4. 協定の有効期間（基本的には3年更新を想定）

5. 協定に違反した場合の措置等

6. その他 年1回以上の研修・訓練等の実施や参加について

第1種・第2種協定指定医療機関について

- 改正感染症法により、「感染症指定医療機関」に、第1種協定指定医療機関と第2種協定指定医療機関が追加される。**（病床、発熱外来、自宅療養者等に関する医療措置協定を締結した医療機関等を対象に、県が指定する。）**
- 協定指定医療機関において行われる、入院医療、発熱外来、自宅療養者等への医療について、**公費支援の対象となる。**

【参考】感染症の類型ごとの医療体制

追加

感染症類型	特定 感染症指定 医療機関	第一種 感染症指定 医療機関	第二種 感染症指定 医療機関	結核指定 医療機関	第一種協定 指定医療機関 (入院)	第二種協定 指定医療機関 (発熱外来又は自宅 療養者等への医療提供)	一般の 医療機関
一類感染症	○	○					
二類感染症	○	○	○	○※1			
三類感染症							○
四類感染症							○
五類感染症							○
新型インフルエンザ等感染症	○	○	○		○	○	
指定感染症※2					○	○	
新感染症	○				○	○	

※1 結核指定医療機関は2類感染症のうち、結核のみ対応。

※2 指定感染症については、一～三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に準じた措置を行う。

【参考】第1種・第2種協定指定医療機関の指定要件①

第1種協定指定医療機関（病床確保）の基準

- 当該医療機関に所属する者に対し、**最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置**その他必要な措置の実施が可能であること。
 - 当該医療機関の感染症の患者が他の患者等と可能な限り接触することなく**当該患者を診察することができること**その他医療機関における**院内感染対策（※1）**を適切に実施しながら、**必要な医療（※2）**を提供することが可能であること。
 - 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において、知事からの要請を受け、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を**入院させ、必要な医療を提供する体制（※3）**が整っていると認められること。
- （※1）ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等 （※2）酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。
（※3）検査を行う体制や、医療従事者への訓練・研修等の感染症患者に対応する人材の確保を含む。

第2種協定指定医療機関（発熱外来）の基準

- 当該医療機関に所属する者に対し、**最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置**その他必要な措置の実施が可能であること。
 - 当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく**当該受診する者を診察することができること**その他医療機関における**院内感染対策（※1）**を適切に実施しながら、**外来医療**を提供することが可能であること。
 - 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において、知事からの要請を受け、疑似患者等の**診療を提供する体制（※2）**が整っていると認められること。
- （※1）ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等
（※2）検体に関する検査機器を備えることその他検査を適切に実施できる体制が整っていると認められることを含む。

【参考】第1種・第2種協定指定医療機関の指定要件②

第2種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の基準

病院、診療所	薬局	訪問看護事業所
○ 当該医療機関に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること。	○ 当該薬局に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること。	○ 当該指定訪問看護事業所に所属する者に対し、最新の知見に基づく適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること。
○ 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、オンライン診療、電話診療、往診その他自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する医療を提供する体制が整っていると認められること。	○ 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、発熱等患者の医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制（※）が整っていると認められること。 （※）患者の求めに応じて電話や情報通信機器を用いた服薬指導の実施が可能であること、薬剤の配送等の対応を行っていること、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）を行っていること。	○ 新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等に対する医療として訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

医療措置等の流れについて

①公表

②要請

③措置

④公表

①厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等発生について**公表**する。

②県から医療機関等へ医療措置の実施を要請する。

③医療機関等は要請に基づき、あらかじめ協定で規定している医療措置を実施する。

④厚生労働省が新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨を**公表**する。

医療措置におけるフェーズと対応医療機関について

発生早期

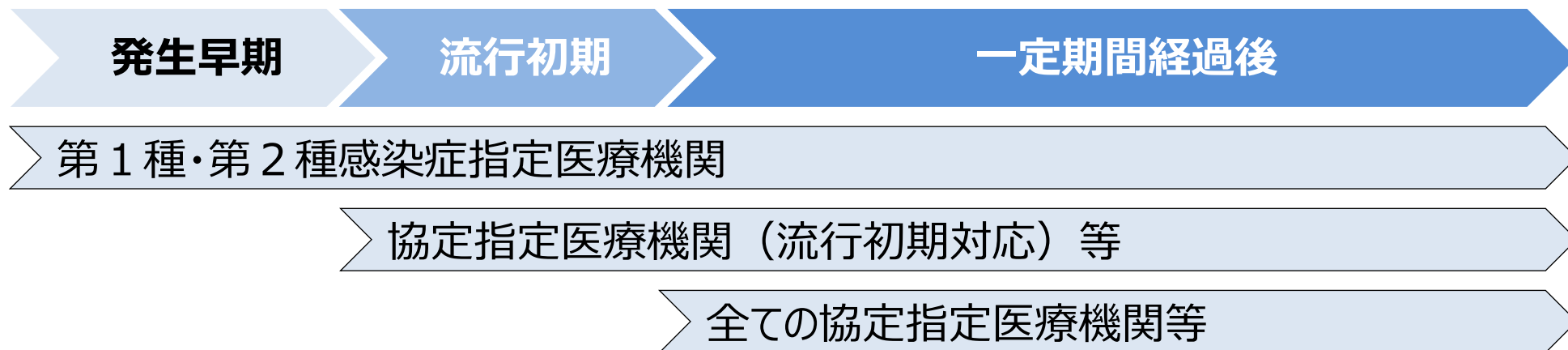
○発生から公表までの間は、第1種・第2種感染症指定医療機関を中心に対応する。

流行初期

○公表から3か月程度は、一部の協定指定医療機関等に対応する。
(流行初期医療確保措置)

一定期間経過後

○公表から6か月以内に、全ての協定指定医療機関等に対応する。



※感染症の発生から概ね6か月間で徐々に対応医療機関が拡充していくイメージ

財政的支援について

- 協定指定医療機関に対する財政的支援については、**感染症発生・まん延時にその性状に応じて厚生労働省が定める**。（病床確保料や設備整備費の補助を想定。）

【厚生労働省】

- 感染症発生・まん延時には、一定の必要な財政支援を行うこととしている。
- 平時における支援については、令和6年度診療報酬改定にて感染対策向上加算及び外来感染対策向上加算の要件に協定指定医療機関であることが加わった。また、新興感染症対応力強化事業にて、設備整備・施設整備の補助を実施する。

- 流行初期の段階から、感染症に係る医療を提供（病床確保又は発熱外来対応）する体制を迅速かつ適確に構築するための措置※を講じた**と認められる場合、**当該措置を講じた**と認められる日の属する月の診療報酬収入額が、**新興感染症発生・まん延前の同月の診療報酬収入額を下回った場合には、流行初期医療の確保に要する費用を支給する。**

※【流行初期医療確保措置の基準】

- 措置の実施に係る県知事の要請があった日から起算して原則7日以内に実施すること。
- 【病床確保に関して】措置を講ずるために確保する病床が一医療機関あたり10床以上であること、後方支援医療機関と必要な連携を行うこと等。
- 【発熱外来に関して】一日あたり15人以上の疑似患者等の診療を行うこと。